重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護)

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

介護保険施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する平成18年厚生労働省令34号・36号に基づいて、当事業者がご利用者様に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 溪仁会
主たる事務所の所在地	札幌市中央区北3条西28丁目2番1号
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 谷内 好
電話番号	$(0\ 1\ 1)\ 6\ 4\ 0\ -\ 6\ 7\ 6\ 7$

2. ご利用施設

施設の名称	小規模多機能型居宅介護つむぎ
施設の所在地	札幌市手稲区前田3条9丁目2番7号
管理者の氏名	管理者 渡邊 基士
事業所番号	0 1 9 0 4 0 1 0 6 7
電話番号	(0 1 1) 6 8 6 - 0 3 0 0
FAX番号	(0 1 1) 6 8 6 - 0 3 0 1

3. 事業所の目的と運営の方針

	要介護者及び要支援者(以下、「ご利用者様」といいます。)が可能な限りその
	自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよ
事業所の	う、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要
目的	な日常生活上の援助を行うことにより日々の暮らしの支援を行い、又孤立感の
	解消及び心身機能の維持並びにそのご家族様の身体及び精神的負担の軽減を
	図ることを目的とします。
	1. 当事業所において提供する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多
	機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨
	及び内容に沿ったものとします。
運営の	2. ご利用者様が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域
方針	住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者様の心身の状況、
	希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス
	及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当にサービス
	を提供します。

- 3. ご利用者様一人ひとりの人格を尊重し、ご利用者様がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供します。
- 4. 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、ご利用者様の機能訓練及びご利用者様が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供します。
- 5. 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、ご利用者様または、ご家族様に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行います。
- 6. 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行い登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供します。
- 7. ご利用者様の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- 8. 提供する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の 質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けてそれらの 結果を公表し、常に改善を図ります。

4. 事業実施地域及び営業時間

(1)通常の事業の実施地域 札幌市手稲区全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休	
通いサービス	月~日曜日	*午前9時30分から午後4時30分
訪問サービス	随時	
宿泊サービス	月~日曜日	午後4時30分から翌日午前9時30分

- * 通いサービスにつきましては、送迎対応が可能な時間を明記しております。早朝や時間延 長等における時間外のご利用につきましては、お気軽にご相談ください。
- * 受付・相談等につきましては、午前9時から午後5時まで対応しております。

5. 施設の概要

小規模多機能型居宅介護つむぎ

	敷 地 265.47㎡		
		構造	木造モルタル造2階建
建	物	廷床面積	157. 17 m²
建	199	登録定員	介護予防小規模多機能型居宅介護を含む 29名
		盆跡足貝 	(通い1日15名・宿泊1日5名)

・主な設備

設備の種類	数	備考
学 海 学	9	個室1:テレビ・ベッド・家具設備
宿泊室	3	その他の宿泊室2:テレビ・ベッド・家具設備
小規模多機能スペース	1	居間・食堂含む
トイレ	2	1階・2階に各一ヶ所
脱衣所・浴室	各1	浴室は個室浴
台所	1	

6. 職員体制(法令で定める職員配置を基準とする)

(1)職員の職種、員数

従業者の職種	指定基準常勤換算後の配置		備考
管理者	1名	1名	兼務
介護支援専門員	1名	1名以上	常勤・兼務
看護職員	1名	1名	常勤・専任
介護職員	通い 3:1名	通い 3:1名以上	常勤・兼務、常勤・専任、
月	訪問 2名	訪問 2名以上	非常勤・専任含む

(2) 職員の職務内容

職員の職種	職務内容
管理者	事業を代表し、業務の総括にあたります。
介護支援専門員	ご利用者様及びご家族様の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所ご利用者様の(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成、及び居宅サービス計画の作成、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行います。
看護職員	健康把握を行うことにより、ご利用者様の健康状態を的確に掌握する とともに、ご利用者様のかかりつけ医等の関係機関との連絡・調整を 行います。

	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提
	供にあたり、ご利用者様の心身の状況等を的確に把握し、ご利用者様
介護職員	に対し適切な介助を行います。また、宿泊に対して1人以上の夜勤を
	配置します。その他自宅等で暮らしている方々に対して宿直または夜
	勤1名以上を配置します。

(3) 勤務体制

管理者	日勤(8:30~17:30)月~金	
介護支援専門員	日勤(8:30~17:	30)月~金
看護職員	日勤(8:30~17:30)	
介護職員	昼間の体制(月~日)	日勤 (8:30~17:30) 早出 (7:30~16:30) 遅出 (11:00~20:00)
	夜間の体制(月~日)	内、訪問職員1名 夜勤(16:30~9:30)1人
		宿直(20:00~8:30)1人

7. サービスの種別と内容

(1) 介護保険給付によるサービス

サービス	スの種別	内 容	
	食事	ご利用者様の状況に合わせて食事の介助を行います。	
	健康管理	血圧測定等ご利用者様の全身状態の把握を行います。	
	機能訓練	身体機能の低下を防止するよう努めます。	
	排泄	ご利用者様の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに排泄	
	19F1世	の自立についても適切な援助を行います。	
通い		・入浴または清拭を行います。	
サービス	入浴	・ご利用者様の状況に応じて衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗	
	八佾	身の介助を行います。	
		・入浴サービスの利用は任意です。	
	送迎	ご利用者様の希望により、ご自宅と事業者間の送迎サービスを行	
	K K	います。	
	介護相談	ご利用者様とそのご家族様からのご相談に応じます。	
	ご利用者様	の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上必要なサービ	
訪問	スを提供します。		
サービス	訪問サービ	ス実施のために必要な備品等(水道・ガス、電気を含む)につきま	
	しては、無	償で使用させていただきます。	

	・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
	① 医療行為
	② ご利用者様もしくはご家族様等からの金銭または高価な物品の授受
	③ 飲酒及び喫煙
	④ ご利用者様もしくはご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、
	営利活動
	⑤ その他ご利用者様もしくはご家族様等に行う迷惑行為
 宿泊	 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上必要なサービス
サービス	を提供します。

(2) 介護保険給付外サービス

種 別	内 容	自己負担額		
		朝食 300円		
食費	ご利用者様に提供する食事に要する費用	昼食 600円		
	です。	おやつ 100円		
		夕食 600円		
 宿泊費	ご利用者様に提供する宿泊サービスに要	1泊2日個室3,000		
旧印复	する費用です。	その他の宿泊室2,500円		
	 事業所側で用意したおむつを使用された	1枚あたり		
おむつ代		・オムツ 100円		
	際の費用です。	・パット 30円		
レクリエーシ	ご利用者様の希望によりレクリエーショ			
ョン・クラブ゛	ンやクラブ活動に参加していただくこと	実 費		
活動参加費	ができます。			
	ご利用者様は、サービス提供についての記			
	録を開示請求することができます。開示請			
	求を受け、会議・委員会を通じて、開示の	実費		
情報の開示	諾否を決定し、結果を書面により通知しま	大り		
	す。開示を写しの交付で行う場合、開示手			
	数料が発生する場合があります。			

◎ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、口座引き落としを原則としてお支払い頂きます。

(4) 利用の中止、変更、追加

- * 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)サービスは、小規模多能型 居宅介護計画(介護予防小規模多機能型居宅介護計画)に定められた内容を基本としつつ 契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿 泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- * 利用予定日の前に、ご利用者様の都合により小規模多機能型居宅介護サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護サービス)の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。
- * 介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額) のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。
- * サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望 する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者様に提示して 協議します。
- (5) 小規模多機能型居宅介護計画(介護予防小規模多機能型居宅介護計画)について
 - * 小規模多機能型居宅介護計画(介護予防小規模多機能型居宅介護計画)は、ご利用者様 一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者様の心身の状況、希望及 びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービ スを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。
 - * 事業者は、ご利用者様の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者様と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画(介護予防小規模多機能型居宅介護計画)を 定め、また、その実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は、書面に記載してご利用者様に説明の上交付します。

8. 緊急時における対応方法

- (1)職員は、サービス実施中にご利用者様の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- (2) 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

9. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについてご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設苦情等申立て窓口(管理者 渡邊)までお気軽にご相談下さい。

また、ご意見箱を設置しておりますのでご利用下さい。責任をもって調査、改善をさせていただきます。又、当法人では、苦情解決に社会性や客観性を確保し、ご利用者様の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置しております。

ご利用ご相談窓口

1. 担带夕州处利尼宁入港	苦情解決責任者	手稲つむぎの	灶施設長	菊地	一朗
小規模多機能型居宅介護つれぎ	苦情受付担当者	管理者 渡邊	基士		
747 6	0 1 1 - 6 8 6 -	0 3 0 0			

第三者委員	奥田	龍人	011-717-6001 (NPO法人シーズネット)
(苦情申出窓口)	前田	隆之	011-281-6113(札幌市中央区社会福祉協議会)

札幌市役所	011-211-2547 (介護保険課)
手稲区役所	011-681-2400 (保健福祉課)
北海道国民健康保険団体連合会	011-231-5175 (苦情担当)

苦情申出人

ご利用者様、ご家族様、代理人、民生委員、事業所の職員等か福祉等サービスの提供に関する状況を 具体的に把握している者

苦情(クレーム)の受理

- ・ 苦情を受付けた職員は、その内容を傾聴し、苦情として受理します。
- ・ ご意見箱に投書された苦情は、担当者が内容を確認し苦情として受理します。
- ・ 公正・中立な立場として、第三者(第三者委員)が苦情を受理することもできます。

苦情への対応方法

- ・苦情受理者は、その具体的内容を定められた「苦情内容記録表」に記載し、当施設苦情解決 責任者へ提出します。
- ・当施設では苦情の内容を確認し、苦情解決責任者へ報告し改善策と再発防止策を講じ職員へ の指導を実施します。
- ・苦情解決責任者は、苦情への改善策と再発防止策を苦情申出人、又は第三者委員へ報告し ご理解をいただきます。
- ・第三者委員が受理した苦情は、その内容を確認し、解決策の調整や助言を行います。

再発防止策

当施設では、毎月の運営会議にて苦情内容及び対応策や、 苦情や事故に至らなかった事例(ヒヤリ・ハット)を検証 し、職員全員で再発防止に取り組みます

10. 事故発生時の対応

当サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご利用者様のご家族様、身元引受人等関係者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、当施設に過失があった場合は、その損害を賠償します。

尚、サービスのご利用にあたっては、防ぎきれない事故等のリスクがあることもご理解下さい。

11. 個人情報保護

- (1) 事業所は、個人情報の取り扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、 守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵 守することにより、ご利用者様やご家族様に関する情報を適正に保護します。
- (2) 事業所は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様やご家族様に関する個人情報については、ご利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (3) あらかじめ文書によりご利用者様やご家族様の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、 一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- (4) 事業所は、業務上知り得たご利用者様及びご家族様の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします。
- (5) 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、前項9「苦情(クレーム)受付の流れ」の規定を一部準用し迅速かつ適切な処理に努めます。尚、当事業所以外の主な相談窓口は次のとおりです。

北海道総務部法制文書課行政情報センター	$0\ 1\ 1-2\ 3\ 1-4\ 1\ 1\ 1$
札幌市総務局行政部行政情報課	$0\ 1\ 1-2\ 1\ 1-2\ 1\ 3\ 2$
札幌市消費者センター	$0\ 1\ 1-2\ 1\ 1-2\ 2\ 4\ 5$
国民生活センター	03-5475-3711

12. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

「運営推進会議]

構 成:ご利用者様、ご利用者様のご家族様、地域住民の代表者、地域包括支

援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等。

開催:隔月で開催。

会議録:運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

13. 協力医療機関・関連医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて次の機関を協力医療機関・関連医療機関として連携体制を整備しています。

協力医療機関 · 関連医療機関

手稲家庭医療クリニック

所在地 札幌市手稲区前田 2 条 1 0 丁目 1 番 1 0 号 電話番号 0 1 1 - 6 8 5 - 3 9 2 0

14. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	スプリンクラー、自動火災報知器、誘導灯、非常通報装置、 カーテン (防災加工のあるもの)、消火器、非常用照明を使 用しております。
消防計画等	消防署への届出日 <u>令和5年7月13日</u> 防火管理者 渡邊 基士

15. 当事業所ご利用の際にご留意いただく事項

	▽/
来訪・面会	・面会時間 9時~20時
	・来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。
サービス利用に関わ	サービス利用中は、安全に配慮したサービス提供を徹底致しますが、防
るリスク	ぎきれない事故等のリスクがあることについてご理解下さい。
	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これ
居室・設備・器具の	に反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあ
利用	ります。
	喫煙は指定された場所で可能ではありますが、ライター等の火気の取り
ntu lut Al Vut	扱いに関しましては、こちらで管理させて頂きます。又、ご利用者様の
喫煙・飲酒	 病状や他のご利用者様とのトラブルの状況によっては喫煙、飲酒をお断
	りする場合もあります。
卢松江科	事業所内での他のご利用者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご
宗教活動・政治活動	遠慮下さい。
迷惑行為等	騒音等他のご利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。
	①サービス従業者等に対する暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷の迷惑行
	為
	②パワーハラスメント行為
	・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く等
	・怒鳴る、奇声、大声、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求等
 1	③セクシャルハラスメント行為
ハラスメント行為	・必要もなく身体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話しをする等
	④無断でサービス従業者等の写真や動画を撮影すること。また、無断で
	録音等を行うこと
	⑤その他前各号に準ずる行為
	※このような行為により健全な信頼関係が築くことができない場合に
	は、ご利用中止、契約解除させていただく場合があります。
	·

動物飼育	事業所内でのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。			
所持金品の管理	ご本人様、ご家族様にて管理をお願いします。 (日常生活上の買物等に伴う少額の金銭の所持は可能です。)			
利用料減額	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用料の減額を行っておりますのでお気軽にご相談ください。 ※ 利用者負担段階によって対象とならない場合があります。			
	毎月の利用料(介護保険自己負担額)が下記の上限額を超えた場合に高額介護サービス費が支給されます。			
高額介護サービス費	利用者負担段階 第1段階 15,000円/月(個人) 第2段階 15,000円/月(個人)24,600円/月(世帯) 第3段階 24,600円/月(世帯)			
	第4段階 44,400円/月(世帯) ※同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(44,600円)を設定。			
	第5段階 44,400円/月(世帯)※年間上限額はありません。 ※申請につきましては、ご本人様・ご家族様で行って頂きます。 初回の申請のみ行って頂くと、2回目以降の申請がなくても自動的 に高額介護サービス費が払い戻されます。ご不明な点がございまし たらお気軽にご相談ください。			
	◎ 過去に介護保険料の滞納があるときは給付されない場合があります。※ 利田料のおませいは原則 口座自動引き落としたてお願いします。			
	※ 利用料のお支払いは原則、口座自動引き落としにてお願いします。 受付営業日 祝祭日を除く 月曜日~金曜日 9時~17時			
支払方法	振込先銀行 北洋銀行 本店営業部 店番号 028			
	口座番号 普通 6967034 口座名義 社会福祉法人渓仁会 小規模多機能型居宅介護つむぎ 理事長 谷内 好			
	在事人 4111 以			

- 16. その他運営についての留意事項
 - (1) 職員等の質の向上を図るため、次の研修の機会を設けます。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 定期的研修 随時
 - (2) 事業所は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 研修等を通じて、職員等の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
 - ② 小規模多機能型居宅介護計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
 - ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員等がご利用者様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
 - (3)職員等は、その勤務中に身分を証明する証票を携行し、ご利用者様またはご家族様から 求められたときは、これを提示します。
 - (4) サービス担当者会議において、ご利用者様の個人情報を用いる場合は、ご利用者様の同意を、ご利用者様のご家族様の個人情報を用いる場合は、当該ご家族様の同意を、あらかじめ、文書により得ておくものとします。
 - (5) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、ご利用申込者様及びそのご家族様に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他のご利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供開始についてご利用申込者様の同意を頂きます。
 - (6) 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、ご利用申込者様に対し自ら適切な小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとします。
 - (7) 事業所は、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その方の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとします。
 - (8) 事業所は、前項の介護保険被保険者証に、介護保険法第73号第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとします。
 - (9) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を受けているご利用者様が、正当な理由なしに小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとします。
- (10) ここに定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとします。

17. 料金表

- ●介護保険利用者負担分
- ※別紙をご参照下さい

●その他利用料

摘 要	摘 要 食 費		宿泊費	おむつ代
通いサービス	昼食代	おやつ代		
基本時間 9:30~16:30	600円	100円		オムツ
	夕食代	朝食代	3,000円	(100円/枚)
宿泊サービス	600円	300円	(1泊2日個室)	パット
基本時間 16:30~9:30			2,500円	(30円/枚)
25/T·**(]H] 10.00 0.00			(1泊2日	
			その他の宿泊室)	

- *ご利用者様の選択による趣味教材費及び行事に係る費用につきましては、実費負担とさせていただきます。
- ★介護保険負担限度額認定証(食費・居住費の軽減)は適用対象外となります。
- ★当事業所は社会福祉法人等利用者負担額減額対象施設になっています。札幌市が生計が困難 と判断した場合には利用者負担が減額となる場合があります。

対象となるか確認されたい方は、相談員までお申し出下さい。